

東京都公立大学法人
第三期中期計画
(変更後案)

平成29 (2017) 年3月
令和元 (2019) 年5月変更

東京都公立大学法人

—目次—

第三期中期計画の基本認識	1
■ 中期計画の期間	3
■ 教育研究組織	3
I 東京都立大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	4
1 教育に関する目標を達成するための措置	4
2 研究に関する目標を達成するための措置	6
3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置	8
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	9
II 東京都立産業技術大学院大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	11
1 教育に関する目標を達成するための措置	11
2 研究に関する目標を達成するための措置	13
3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置	13
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	14
III 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	15
1 教育に関する目標を達成するための措置	15
2 研究に関する目標を達成するための措置	17
3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置	17
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	18
IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	19
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	19
2 教育研究組織の見直し等に関する目標を達成するための措置	20
3 事務の効率化・合理化等に関する目標を達成するための措置	20
V 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	20
1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	20
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	21
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	21
VI 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置	21
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	21
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	21
VII その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置	22
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	22
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	22
3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置	22
VIII 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	23
IX 短期借入金の限度額	23
X 剰余金の使途	23
XI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	23
〔別 表〕 教育研究組織	27

第三期中期計画の基本認識

【法人の概要とこれまでの取組】

東京都公立大学法人（令和2（2020）年3月31日までは公立大学法人首都大学東京。以下「法人」という。）は、平成17（2005）年に旧都立の四大学を統合した首都大学東京の開学、翌平成18（2006）年に産業技術大学院大学の開学、更には平成20（2008）年に東京都（以下「都」という。）から東京都立産業技術高等専門学校の移管を受け、現在、異なる個性の三つの高等教育機関を有する我が国唯一の公立大学法人となっている。

この間、首都東京の高等教育機関として、時代の変化や社会的要請等を的確に捉えながら、先駆的な改革に果敢に取り組み、広い分野の知識と深い専門の学術の教授研究、豊かな人間性と独創性を備えた人材育成、更には大都市に立脚した教育研究に努めてきた。

この結果、法人設立から10年以上を経て、特色ある教育研究体制や強固な経営体制を築き上げるとともに、各大学・高等専門学校の特長を生かした教育改革、研究推進及びその取組を支える環境整備等に対して、外部評価機関からも高い評価を得てきたところである。

こうした法人設立以来の実績を土台として新しい飛躍につなげていくため、令和2（2020）年4月1日から、首都大学東京の名称を東京都立大学に、産業技術大学院大学の名称を東京都立産業技術大学院大学に変更し、東京都立産業技術高等専門学校を含め、法人が設置する各大学・高等専門学校が都民・都政に貢献する都立の高等教育機関であることを分かりやすく発信するとともに、都との連携を更に強化し、教育力・研究力に一層磨きをかけていくこととした。

【法人を取り巻く環境】

一方、法人を取り巻く環境に目を向ければ、グローバル化が深化する社会の中で、様々な側面で過去に例を見ないスピードでの変化が起こっている。

AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）の発展、ビッグデータの分析・活用などにより、これまでにない技術革新が進み、ものづくりの現場に大きな変化をもたらすだけでなく、産業や社会そのものを変革するとも指摘されている。

また、人口減少・少子高齢化の更なる進行により、社会構造が大きく変容する中、我が国の高等教育機関は、直近では、18歳人口が減少に転じるいわゆる「2018年問題」に直面するとともに、中期的には人生100年時代を見据え、社会人やシニア層などの多様な学習ニーズに応えることが求められている。

加えて、世界規模で進むエネルギー・環境の問題、首都直下地震など日々高まる大規模災害のリスクへの対応など、国内外を問わず乗り越えねばならない多くの課題が山積している。

また、第三期中期計画期間の2020年に、この東京においてオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることにより、経済の活性化が図られるとともに、大会後のレガシーとして成熟都市・東京が更に発展することで、眞に豊かな生活の実現が期待されている。

【法人が果たすべき役割】

こうした背景を踏まえ、我が法人は、「大都市における人間社会の理想像の追求」という使命を果たし、前例に捉われない豊かな人間性、創造性を兼ね備えた、世界という舞台の中で活躍できる人材を輩出していかなければならない。

さらに、都が設立した唯一の公立大学法人として、首都東京に集積する資源を最大限活用した教育研究を推進し、大都市が抱える課題の解決と大都市の持続的発展に貢献することにより、都のシンクタンクとしての役割を果たすとともに、東京に立地する大学や研究機関等と連携し、地域社会の発展に貢献していくことが求められている。

【基本方針】

こうした役割を果たすため、法人が有する限られた資源の選択と集中を図りながら、各大学・高等専門学校が、その役割や機能を十分認識した上で、それぞれの特色を生かし、より質の高い教育研究や社会貢献を実践していく。その上で、各大学・高等専門学校の連携・協力はもとより、研究機関、産業界、自治体など様々な主体との連携をこれまで以上に深化させることで、それぞれの特色に磨きをかけ、更なる強みや、新たな相乗効果を生み出していく。こうした成果を国内外に積極的に発信することにより、法人の認知度をより一層高め、その存在意義を示していく。

第三期中期計画期間では、こうした基本的な方針の下、次の三点を重点方針として施策を展開していく。

◇ 重点方針

① グローバル社会において活躍できる人材の育成、人類社会の発展に貢献する卓越した研究の推進

グローバル社会における様々な課題の解決に向け、各大学・高等専門学校は、国際通用性の高い教育手法の展開や仕組みの構築などを通じて、多様な価値観を受容し、豊かな教養と高度な専門的知識に裏付けられた問題解決力を持つ人材を育成、輩出していく。

また、各専門分野の研究を深化させ、基礎から応用に至るあらゆる研究力を更に強化するとともに、複雑化する地球規模の課題や大都市課題の解明・解決に貢献するため、分野横断的な研究を推進し、法人の英知を国内外に発信する。

② 都が設立した公立大学法人としての特色を生かした教育研究を推進し、東京の未来へ貢献

法人は、東京という世界有数のフィールドで活躍する多種多様な主体と連携した教育研究を推進できる環境にある。こうした強みを生かし、都をはじめとする自治体の政策課題と各大学・高等専門学校の専門的知見とを結びつけ、解決策を提示していくことにより、都のシンクタンクとしての役割を果たしていくとともに、地域社会における知の拠点としての存在価値も更に向上させていく。

また、各大学・高等専門学校が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に対する積極的な支援を行うこと等を通じ、東京の未来へ貢献するとともに、法人のプレゼンスをより一層向上させていく。

③ 社会の要請に的確に応えるための法人運営基盤の強化

社会からの要請が日々複雑に変化する中、各大学・高等専門学校は、社会の行く末、教育研究の将来像を見通しながら、教育研究組織の再編成や新しいカリキュラムの開発などの不断の自己改革を進め、教育研究の質を一層高めていく。

法人は、学長・校長がリーダーシップを発揮しながら戦略的に施策を展開していくよう、人的資源の適正な配分、財務基盤の強化、必要な施設設備の計画的な更新・整備等を行うことで、運営基盤を一層強化していく。

以上を法人の基本認識とし、第三期中期目標を確実に達成するため、第三期中期計画を策定し、法人のより一層の飛躍に向けた取組に積極果敢にチャレンジしていく。

■ 中期計画の期間

平成29 (2017) 年4月1日から令和5 (2023) 年3月31日までの6年間とする。

■ 教育研究組織

別表のとおりとする。

I 東京都立大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

東京都立大学（令和2（2020）年3月31日までは首都大学東京。以下同じ。）は開学からこれまで、学生と教員、そして教員同士が互いに近しい人間関係の中で教育研究を行える強みを生かしながら、学生の能動的な学びの育成などに向けた教育改革、世界で戦える研究ピークの分野への支援、様々な施策展開につながる大都市の先端的課題に関する研究を通じた都との連携などの取組を進めてきた。一方、その間、情報社会の急速な発展や少子高齢化・大規模災害リスクの増大など、社会を取り巻く環境は大きく変化し、高度化・複雑化した新たな課題を生み出している。

第三期中期計画期間は、こうした新たな課題の解決に貢献する人材を育成するために、「本物の考える力」を身につける教育を進化させるとともに、大都市の先端的課題の解決に資する研究を一層推進し、卓越した研究と質の高い教育の好循環を実現することを目指す。

そのために、そうした新たな時代要請に応える取組を効果的に行う基盤整備として、教育研究組織の再編成を行うとともに、本学の認知度を高め、より深く社会に貢献していくために、取組成果を積極的に発信していく。

あわせて、学部及び大学院を通じて、豊かな教養・高度な専門性と社会への対応能力を備え、国際的にも通用する人材を育成するために、全学的なカリキュラムの再構築を行うなど教育改革を推進する。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について、開催都市が設立した公立大学としての役割を強く認識し、スポーツの普及振興、ボランティアの支援拡充、教育を通じた大会の機運醸成及び学際的研究等の取組を更に加速させ、大会の成功とレガシーの継承に貢献する。

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

◇ 教育課程の見直し

- ① 豊かな教養・高度な専門性と社会への対応能力を備えた国際的にも通用する人材を育成するため、卓越した研究者でもある教員による高度できめ細かい少人数教育や総合大学の特長を活かした分野横断的な学びを促す教育等を推進するとともに、全部局におけるカリキュラムの再構築を平成30（2018）年度に行う。

また、授業におけるTA¹等を年間延べ1,000人以上配置するとともに、アクティブ・ラーニング²の導入を推進する。

大学院においては、分野横断型（T字型）プログラムを導入する。

- ② 外国語教育室（仮称）により「聞く、話す、読む、書く」の4技能を育成する英語教育プログラムを開発するとともに、全学共通科目及び専門科目（専門科目においては卒業要件ごと）において英語による授業を設置するなど、日本人学生の留学を促進する教育環境を充実させる。

¹ Teaching Assistant の略。大学教育の充実のため、首都大学東京大学院に在学する優秀な学生に対し、学部学生等の教育に係る補助業務を行わせ、これに対する手当支給により経済的支援を行うとともに、教育訓練の機会提供を図る制度

² 教員による一方向的な講義形式とは異なり、学修者の能動的な学修を促し、認知的、倫理的、社会的能力等の育成を図る教授・学習法

また、1年次の外部英語試験受験率96%以上を維持し、学生の語学レベルを把握し、英語教育の改善に活用する。

◇ 多様な学修機会の確保

- ③ 社会ニーズ・学生ニーズに対応した教育を提供するため、企業や都等との連携を生かしたインターンシップ等を実施するなど、多様な学修機会の確保に努める。
- ④ 東京都立産業技術大学院大学(令和2(2020)年3月31日までは産業技術大学院大学。以下同じ。) 及び東京都立産業技術高等専門学校と連携し、海外交流プログラムを実施する等様々な分野での相互交流を図る。

また、更なる連携を促進するために、法人や法人内の教育研究機関と協力し、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について検討を進める。

◇ 厳格な成績評価・卒業認定

- ⑤ 共通の成績評価基準を平成29 (2017) 年度に導入するとともに、学修のパフォーマンス評価（ループリック等）を導入するなど、厳正な成績評価を実施することにより、社会に対する学生の質保証を促進する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 教育改革を推進する取組の強化

- ① 全学的な教育改革を一層推進するため、平成28 (2016) 年度に受審した機関別認証評価の結果等を踏まえ、教学IR³に基づく教育成果の把握・検証を通じて、更なる改善につながる教学マネジメントサイクルを展開する。

◇ 学修支援環境の整備

- ② アクティブ・ラーニングスペースや大学院生の研究スペースの充実、ICTを活用した学習環境の構築など、学生一人ひとりが快適で充実した学生生活を送ることができるキャンパス学修環境を整備・拡充する。

◇ 教育の質の改善

- ③ FD⁴活動への積極的な参加を促す仕組みの構築、大学院におけるFDの充実など、FD活動の更なる活性化により教育改革の全学的推進及び教育の質の更なる向上を図る。
- ④ 教育改善につながる制度として、四半期制度を導入できる体制を平成29 (2017) 年度以降順次整備するとともに、科目ナンバリングを平成30 (2018) 年度以降順次導入する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

◇ 支援体制の充実等

- ① ボランティアに関する情報提供や相談支援を充実することにより、ボランティアに対する学生の意識醸成を図るとともに、近隣の地域や大学、自治体等と連携して課外活動としてのボランティア活動を支援する。
また、独自のボランティアプログラムを開催するなど、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティアリーダーの育成に資する活動を実施する。
- ② 課外活動における指導者や顧問の位置付けを明確化するとともに、教員が顧問に就任しやすい環境を整備するなど、課外活動への十分な支援を図る。

³ Institutional Research の略。大学の計画策定、意思決定等を支援するための情報を提供する目的で、教育・学修に関するデータを対象として調査・分析を行うこと。

⁴ Faculty Development の略。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称

- ③ 健康支援センターの組織体制の見直しや、医務室と学生相談室との連携の一層の強化により、健康支援を充実させる。健康診断受診率については、90%を達成する。
 - ④ 授業料の減免や奨学金の貸与・給付など、様々な経済的支援を充実させる。
 - ◇ 障がいのある学生等に対する支援
 - ⑤ 性別や文化的相違、障がいの有無等に対し、構成員へのきめ細かな支援体制を整備し、関連部署が連携してダイバーシティを推進する。
 - ◇ キャリア形成支援
 - ⑥ 学生の適切な進路選択につながるよう、OB・OGネットワークの活用など多角的なアプローチにより、キャリア形成支援の強化を図る。
- (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置
- ◇ 入試改革の推進
 - ① 平成29（2017）年度にアドミッション・センターを設置し、教学IRに基づく入学者選抜方法の検証・改善を行い、外部英語試験の活用も含め、令和2（2020）年度以降に実施予定の大学入学者選抜改革に対応する。
また、国際バカロレア⁵資格等を活用した入試を拡大するとともに、AO入試⁶等の多様な選抜による募集人員を全体の30%に拡充するなど、志の高い多様な学生を選考するための入試制度を充実させる。
 - ◇ 入試広報による発信
 - ② 育成する人材像や本学の特色ある教育内容など、大学選択に必要な情報を志願者、保護者及び高校等教員を対象として、効果的に発信する。
 - ◇ 高大連携等の推進
 - ③ 本学の持つ高い教育力・研究力を生かし、都立高校等を対象とした教育支援等により連携強化を図るとともに、都立高校生の入学を促進するAO入試等の多様な選抜を拡充する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ◇ 基礎研究と課題解決型研究の推進

- ① 高いレベルにある基礎研究力の維持・強化を図るため、世界をリードする研究を重点的に推進し、被引用度の高いトップ10%論文⁷の割合を10%以上にし、国際共著論文の割合は33%以上を維持する。

また、卓越した研究を支援するために、学術刊行物・電子ジャーナル・データベース等の学術情報基盤及び先端的研究機器などの研究基盤の整備・充実を図る。

- ② 東京都立の総合大学として、多様な機関・企業等との連携強化、分野横断的・学際的研究プロジェクトの立ち上げ等により、東京をはじめとする大都市の先端的課題の解決に資する研究を推進する。

⁵ 国際的に通用する大学入学資格を与え、大学進学へのルートの確保を目的に、国際バカロレア機構が提供する国際的教育プログラム

⁶ アドミッション・オフィス入試の略。入学希望者の意思で出願できる公募制。学力試験に偏ることなく、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせ、受験生の能力・適性や学習に対する意欲・目的等を総合的に判定する方法

⁷ 論文の被引用回数が各分野、各年で上位10%に入る論文。科学論文に着目した定量的な指標の例として用いられる。

◇ 重点研究分野の設定

- ③ 本学の強み、特色を有する国際的研究拠点の形成を目指す既設の研究センター及びその関連分野に対する戦略的・重点的支援により、研究センターの外部資金獲得額を、平成26（2014）～28（2016）年度の平均獲得額比で150%以上に増加させる。

また、新たな強みとなる研究分野の一層の育成・支援を行うことで、第三期中期計画期間終了時において、研究センター設置数12拠点を実現する。

◇ 研究成果の発信

- ④ 質の高い情報コンテンツの実現を図り、多様な情報媒体の活用や多様な機関等との連携を通じて、研究成果の国内外への効果的な発信を推進し、本学のプレゼンスの更なる向上を図る。

また、首都東京にある公立の総合大学として、先鋭的かつ複合的に現れる様々な大都市課題に対して、個々の研究成果を分野横断的に重層化・複合化させながら実効性の高い解決策を提案するなど、都や世界の諸都市にその研究成果を広く還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 組織的かつ戦略的な研究推進の取組

- ① 全学的かつ戦略的な研究支援事業を強化するために、総合研究推進機構の活動を一層広げ、研究推進体制の更なる充実を図る。
- ② 新たな研究分野創生への挑戦を重点的に支援するために、研究費や研究スペースを戦略的・効果的に配分し、その進捗管理を徹底するなど、組織的・総合的なプロジェクトマネジメントの強化を通じて、分野横断的・学際的な研究プロジェクトを推進・強化する。
- ③ 研究力強化を図るため、世界トップレベルの外国人研究者を招へいする仕組みを構築する。

◇ 研究支援体制及び環境の整備

- ④ 若手研究者海外派遣支援プログラムの実施を通じて、本学の国際交流・研究活動の将来を担う研究者の国際的な研究ネットワークの構築を推進し、今後のグローバルな研究交流の発展の基礎を築いていく。
- ⑤ 国際的な研究ネットワークの形成による国際共同研究や人材交流を促進することにより、国の国際研究プロジェクト採択数及び外国機関との共同・受託研究契約件数を、第二期中期計画期間の累計件数比で200%以上とする。
- ⑥ 研究計画調書の作成支援やヒアリング審査支援を行うことなどにより、科学研究費補助金等の競争的資金獲得の強化を図り、科研費新規採択率を30%以上にするとともに、国の大型プロジェクトとして12件以上の採択を獲得する。
- ⑦ 基本的な研究施設・設備の共用化、維持管理の一元化を図るため、平成30（2018）年度に研究機器共用センター（仮称）を設置し、研究施設・設備の戦略的な運用体制を構築する。

また、先端研究環境の整備を図り、国内外に研究機関としての魅力発信を可能とすることで、共同研究の推進につなげていく。

◇ ダイバーシティ

- ⑧ 多様な研究者が安心して研究に取り組めるよう、制度面・施設面における環境整備を図ることにより、研究センターに所属する外国人研究者比率30%以上、全学の女性教員比率20%以上を実現する。

3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置

◇ 施策提案

- ① 都民生活の質的向上を図るため、子供の貧困や火山災害対策等の課題解決に向けて、都民・都政のニーズを的確に反映した解決策等の提言・提案をこれまで以上に行えるよう、都立の大学として全学的な都連携推進機能を一層強化し、首都東京のシンクタンクとしての役割も果たす。

また、大都市課題解決に資する学際的大型プロジェクトを10件以上創設する。

加えて、都が設置する東京都都市外交人材育成基金⁸（以下「都市外交人材育成基金」という。）を活用し、海外諸都市からの留学生を受け入れて実施する「高度研究」等を推進し、都と海外諸都市に共通する都市課題の解決に向けて、その研究成果を広く還元する。

- ② パラリンピック競技や障がい者スポーツの体験を交えた講習会を実施するなど、障がい者スポーツの普及振興を図るとともに、学内外に向けたオリンピック・パラリンピックに関する教育活動を通じて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた機運を醸成する。

また、学際的研究プロジェクトを5件以上創設し、その研究成果を都政や社会に還元することで、大会の成功とレガシーの継承に貢献する。

◇ 人材育成等を通じた連携の推進

- ③ 都市政策研修、管理職候補者研修等の継続実施等により、都・区市町村等の人材育成に貢献する。

また、新設する都市政策科学科及び大学院都市政策科学域において、大都市課題解決に係る文理融合型教育を実施するなど、公共政策部門で活躍する人材を育成・輩出するためには必要な教育プログラムの充実を図る。

- ④ 社会的要請を踏まえた高度専門人材の育成を通じて、都の施策との連携を推進するため、グローバルな金融市場で活躍できる「高度金融専門人材」を育成・輩出する。
- ⑤ 新たな国際共同研究・産学連携等を促進するため、都市外交人材育成基金による留学生をはじめとした修了生とのネットワーク構築を推進する。

◇ 試験研究機関等との連携

- ⑥ 都の各局及び東京都立産業技術研究センター、東京都医学総合研究所、東京都健康長寿医療センター等との連携・協働を強化し、共同研究プロジェクト等を推進するとともに、共同研究成果発表会、研究シーズの開示など、相互交流を推進する。

(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

◇ 産学公の連携推進

- ① 共同研究・受託研究による外部資金について、第三期中期計画期間内に、第二期中期計画期間の平均金額比で120%以上の獲得を実現する。

また、技術移転活動の強化等による研究成果の還元の多様化を図り、大学発ベンチャー支援を促進することで、大学発ベンチャーを累計で10社設置する。

- ② 大学の研究成果を企業等と連携したイノベーション創出につなげるため、国内外の大学

⁸ 東京と世界各都市との発展に向け、その相互の交流及び協力を担う人材の育成に資する施策の推進に要する資金に充てるため、都が設置する基金

及び研究機関、企業等との連携を強化し、研究成果の社会実装に向けた产学連携を推進する。また、日野キャンパスを軸として工学分野の教育研究拠点の強化を図り、多摩地域の産学公協働インキュベーションセンター構築に向けた取組を推進する。

◇ 地域との連携

- ③ 福祉、防災、まちづくり、コミュニティビジネス⁹など地域課題解決に向けて、都内外の自治体のほか、地域におけるインターフェースの役割を果たす金融機関・NPO等、様々な担い手との連携を強化する。

◇ 生涯学習

- ④ 都民や企業等のニーズを踏まえたオープンユニバーシティ¹⁰講座の更なる充実を図るとともに、インターネット上で講義内容等を無償公開するオープンコースウェア¹¹の充実により、本学の学術成果等を都民に還元し、社会人向けのリカレント教育¹²などに資する学修環境を整備する。

⑤ 人生100年時代を豊かに過ごせる生涯現役都市の実現に寄与する「100歳大学」の取組の一環としてTMUプレミアム・カレッジ¹³を開講するなど、東京都立大学が有する豊富な教育研究資源を活かすとともに東京都と緊密に連携し、シニア層の更なる学びの意欲に応える、新たな学びと交流の場を提供する。

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

◇ 教育の国際通用性

- ① 教育改善につながる制度として、四半期制度を導入できる体制を平成29(2017)年度以降順次整備するとともに、科目ナンバリングを平成30(2018)年度以降順次導入する。(再掲)

- ② 国際バカロレア資格等を活用した入試を拡大していく。(再掲)

◇ 学生の海外派遣の拡充

- ③ 留学が必須のカリキュラムである国際副専攻コースを着実に実施するほか、留学ガイダンスや留学英語講座等各種の留学促進策を推進し、1,350人程度の海外留学を達成する。また、中長期留学の促進に向け、学生の意識醸成、環境の整備等に取り組む。

- ④ 外国語教育室(仮称)により「聞く、話す、読む、書く」の4技能を育成する英語教育プログラムを開発するとともに、全学共通科目及び専門科目(専門科目においては卒業要件ごと)において英語による授業を設置するなど、日本人学生の留学を促進する教育環境を充実させる。

また、1年次の外部英語試験受験率96%以上を維持し、学生の語学レベルを把握し、英語教育の改善に活用する。(再掲)

⁹ 地域資源を生かしたビジネス手法により地域課題の解決に取り組むこと。地域の人材やノウハウ、施設及び資金を活用することにより、事業、雇用、働きがい及び生きがいを創出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

¹⁰ 生涯学習の拠点として、各種講座の提供等を実施する組織

¹¹ 大学等で正規に提供された講義とその関連情報のインターネット上での無償公開活動のこと。

¹² 社会人が職業上の新たな知識・技術を習得するために、また、日常生活において教養や人間性を高めるために必要とする高度で専門的な教育を、生涯に渡り繰り返し学習すること。

¹³ 「TMUプレミアム・カレッジ」とは、50歳以上の様々な経験を積んだ学習意欲の高いシニアを対象とし、東京都立大学南大沢キャンパスで開講する「学び」と「新たな交流」の場で、総合大学の強みを活かした多様かつ体系的なカリキュラムを提供

- ⑤ 海外企業や研究機関等のインターンシップ先を積極的に開拓し、インターンシッププログラムの充実を図る。

◇ 外国人留学生の受入れ

- ⑥ 国費留学生の積極的受入れ、短期受入プログラムの充実などを行い、在籍留学生数を本学学生の約1割である900人程度に拡大するとともに、留学生と日本人学生が共に学び、互いが刺激し合い高め合える環境の整備を推進する。

- ⑦ 都市外交人材育成基金により優秀な大学院留学生を継続的に受け入れ、第三期中期計画期間中計240人の留学生受入れを目指す。

- ⑧ アジアの高度先端医療者育成事業として、都市外交人材育成基金により留学生を受け入れるとともに、技術支援を実施し、アジア各国の医療水準の向上に寄与する。

- ⑨ 宿舎・住居の提供、留学生の出願や入学に係る手続の円滑化など、留学生の受入環境の整備を促進する。

- ⑩ 日本語教育、日本文化・日本事情及び東京の魅力を学ぶ企画、日本語能力の不十分な留学生が日本語での学位を取得するための支援カリキュラムなど、日本と連携して活躍できる人材を輩出するための留学生用教育プログラムを充実させる。

◇ 海外の大学等との連携

- ⑪ 教育における世界の大学等との国際連携の取組を強化し、互恵的関係を構築できる大学と国際交流協定を拡大するとともに、交流重点校の指定等により交流の深化を図る。また、海外の大学生等との議論や交流を通じ、学生の国際感覚、コミュニケーション力、課題発見・解決力等を養成する新たな国際交流プログラムを実施する。

- ⑫ 若手研究者の海外研究機関への派遣プログラム等大学の将来を担う若手研究者を育成するための取組を実施する。

- ⑬ 國際的な研究ネットワークの形成による国際共同研究や人材交流を促進することにより、國の国際研究プロジェクト採択数及び外国機関との共同・受託研究契約件数を、第二期中期計画期間の累計件数比で200%以上とする。(再掲)

- ⑭ 海外からの研究者・招へい教授の受入環境整備を促進する。

◇ 都市外交を支えるネットワーク形成

- ⑮ 新たな国際共同研究・産学連携等を促進するため、都市外交人材育成基金による留学生をはじめとした修了生とのネットワーク構築を推進する。(再掲)

◇ キャンパスの国際化

- ⑯ 学内掲示や文書・冊子の多言語化を推進する。

- ⑰ 教職員の国際化を進め、外国人教員比率5%以上、TOEIC600点以上の職員比率25%以上等を目指す。

II 東京都立産業技術大学院大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

東京都立産業技術大学院大学は、専門的な知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に貢献する意欲と能力を持つ高度専門職業人を育成することを基本的な目標として開学し、独立した専門職大学院¹⁴大学として、東京の産業を担う人材育成及び地域貢献事業を推進し運営してきた。

第三期中期計画期間は、社会情勢及び産業界のニーズの反映や、専攻横断型の教育プログラムの展開により、一層魅力的な教育研究を展開し、産業を活性化するイノベーション人材を育成する高度専門職教育の拠点となることを目指す。

そのために、社会人を主なターゲットとする専門職大学院としての本学の特徴をより際立たせ、本学が実施してきたPBL¹⁵型教育をはじめとする先進的な産業人材の教育方法・体系を更に充実させる。また、地域に貢献する大学院として、都政との連携、人材育成の支援、産業振興への支援、社会人の学修支援などに取り組む。

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

◇ 東京の産業を担う人材育成の推進

① 社会のニーズを反映し、企業の新規事業開発や起業・創業・事業承継を視野に入れた学位プログラムを、令和2（2020）年度を目途に導入する。

また、研究科にカリキュラム委員会を新設し、分野横断的な授業科目の新設や、既存科目の廃止、改編等カリキュラム全体の見直しの検討を開始する。

さらに、これらのカリキュラム検討に当たっては、産業界のニーズを的確に反映していくために、運営諮問会議からの提言を活用する。

◇ 実践的な教育方法の更なる推進

② 先駆者として取り組んできたPBL型教育について、これまでのノウハウなどをAIIT¹⁶ PBL Method（仮称）として体系化する。

また、産業界からの意見を本学のPBL型教育に反映するためのPBL検討部会を年4回以上開催するとともに、PBLに対する評価指標を新たに設け、その評価結果を的確に教育に反映する。

さらに、毎年のPBLの成果を報告書として取りまとめ公開する。

③ 教育効果を高めるために、PBL型教育、ケースメソッド、録画授業と対面授業をブレンドした教育手法などによるアクティブラーニングを、8割の授業で導入する。また、教育の質保証と成果の可視化のために交付するディプロマ・サプリメント¹⁷に記載される能力ダイアグラムを活用する。

¹⁴ 科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、学校教育法の改正により平成15（2003）年度に国が創設した制度

¹⁵ Project Based Learning の略。実社会で即戦力として活躍できる人材を育成するために有効な教育手法。数名の学生が明確な目標を掲げ、1つのプロジェクトを完成させていくことで、実社会で真に役立つ知識や技術を修得する。

¹⁶ Advanced Institute of Industrial Technology の略。東京都立産業技術大学院大学を指す。

¹⁷ 学生が取得した単位・資格の内容について示した、欧州地域における統一的な様式による説明書

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 産業界や他大学等との連携による教育実施体制の整備

- ① 運営諮問会議からの意見聴取や、PBL検討部会及び外部レビューの実施などにより、今後育成すべき人材像を見極めながら、本学のPBL型教育をはじめとする教育内容・方法の改善を行う。

また、専門職大学院に対して法令で定められた概ね3割以上の実務家教員を計画的に確保するとともに、社会情勢や産業界のニーズを的確に反映すべく、専攻及び研究科の教育体制の在り方について、検討を行い、必要な改編を行う。

- ② 第2期enPiT¹⁸に参加するなど他大学等との新たな3つ以上の連携事業の実施や、都関係機関等との教育研究についての交流の促進などにより、より一層効果的な教育を行う体制を整備する。

◇ 東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校との連携

- ③ 東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校と連携し、海外交流プログラムを実施する等様々な分野での相互交流を図る。

また、更なる連携を促進するために、法人や法人内の教育研究機関と協力し、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について検討を進める。

◇ 教育の評価・改善

- ④ 自己点検・評価活動におけるPDCAサイクルによるマネジメントを強化し、教授法や講義内容の改善を推進する。

また、FDフォーラム¹⁹については、教員の90%以上の参加を目指すとともに、他大学と連携した開催を検討する。

さらに、新たに、授業の質を向上させるための研究会を新設し、教育の質の改善を図るためにFD活動を推進する。

こうした取組などにより、5段階からなる学生授業評価アンケート結果について、平均4以上の評価を維持する。

- ⑤ 本学の教育の更なる改善を図っていくため、令和元（2019）年度に大学全体の機関別認証評価²⁰、令和2（2020）年度に情報アーキテクチャ専攻の分野別認証評価²¹、平成29（2017）年度及び令和4（2022）年度に創造技術専攻の分野別認証評価を受審し、受審結果に基づいた改善策を、受審年度の翌々年度までに実施する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

◇ リカレント教育を促進する学修環境の整備

- ① 講義支援システム及び遠隔授業の着実な実施や、個別指導の徹底による1年次生の全員に対する担任教員の指導、TAや認定登録講師を活用した指導の実施など、社会人が学修しやすい環境を整備する。

¹⁸ 文部科学省補助事業である「分野・地域を越えた実践的情報教育協働ネットワーク（Education Network for Practical Information Technologies）」の略。複数の大学と産業界による全国的なネットワークを形成し、課題解決型学習などの実践的な教育を実施・普及する。筑波大学、はこだて未来大学等とともに、ビジネスシステムデザイン分野を担当

¹⁹ FD活動の一環として実施している、教職員による、教員の教育能力の向上を図るための意見交換・討論会

²⁰ 教育研究水準の向上に資するため、大学の教育研究の総合的な状況について、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）から7年ごとの受審が義務付けられており、教育機関そのものを評価単位として行われる。

²¹ 専門職大学院を置く大学では、当該大学の設置目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について5年ごとに受審が義務付けられており、学問分野や職能などの区分を評価単位として行われる。

また、修了後も専門能力の向上を図る場として学修コミュニティを一層充実し、学び直しができる学修環境を整備する。

◇ キャリア開発支援の充実

- ② 担任制や、メンター制度をより一層活用するなど、多様な学生の就職やキャリアアップ等に応じた組織的・体系的で、個別指導を軸にしたきめ細かなキャリア開発支援を展開する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

◇ 効果的な広報活動による専門職大学院にふさわしい学生の確保

- ① ロールモデル集²²の活用等による教育成果の的確な把握に基づいた大学の強みの効果的な発信、ウェブサイト、ソーシャルメディア等の多様な媒体を通じた広報活動の展開、教職員の訪問等による企業等への働きかけの強化などの取組を行う。こうした取組を推進し、年間250人を超える参加者を大学院説明会へ集めることなどにより、社会人、学部卒業生等から、高度専門職業人としての資質を有する学生を確保する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

◇ 教育手法に関する研究の推進とその成果の発信

- ① 本学で実施するPBL型教育に関する研究の推進並びに教員のPBL型教育に係る能力及び技術の向上を目的とするPBL研究会を、90%の教員参加により開催する。

また、IT及び創造技術の分野の教育に適したアクティブ・ラーニング等新たな教育手法の導入に向けた研究を推進する。

- ② 高度専門職教育に関する教育研究成果を発信する機能を、オープンインスティテュート²³に設置するとともに、AIIT PBL Method（仮称）の公開などにより、本学の教育手法の普及を図る。

◇ 開発型研究の推進

- ③ 専門職大学院としての研究成果の社会への還元を目的として、社会のニーズにダイナミックに応える専攻横断型の研究所を4以上設置・運営するなど、産業振興に資する開発型研究の取組を進める。

3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置

◇ 都の政策展開に対する積極的な支援

- ① 都や区市町村等との連携を通じて、中小企業振興などの政策課題に対するシンクタンク機能を発揮し、現実的・実践的なソリューションを提供していく。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに6以上のPBLでオリンピック・パラリンピックに関連するテーマを扱うなど、大会の成功に寄与する取組を実施し、都政に貢献する。

²² 在学生や修了生等に対し、教育による仕事への効果や、学生成長の様子等をパンフレット及びWebページにまとめたもの

²³ 教育研究成果を広く社会に還元し、地域・産業界のニーズに応えたカリキュラムを提供する場として設置された組織

- ◇ 自治体職員の人材育成への協力
 - ② 本学の知的資源を生かし、都・区市町村等の職員向けの研修講座や公開講座を年間10講座開講するなど、自治体職員の人材育成に貢献する。
- (2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置
- ◇ 産業振興施策への貢献
 - ① 企業等のニーズを踏まえ、東京商工会議所、地元の金融機関等と連携した中小企業支援、専門セミナー・公開講座の開催、産業界等と連携した研究など、多様な社会貢献活動を通じて、産業振興施策に貢献する。
- ◇ 社会人リカレント教育と学修コミュニティの充実
 - ② AIIT単位バンク制度²⁴や履修証明プログラム²⁵の実施など、広く社会人を対象としたキャリアアップや学び直しのための学修環境を整備する。
また、マンスリーフォーラム²⁶を充実した上で、年間600人程度の参加者を集め。さらに、修了生が主宰する専門分野ごとの研究会の設置や活動を支援する仕組みを構築し推進することにより、本学を核にした学修コミュニティの一層の充実を図る。
 - ③ 人生100年時代を豊かに過ごせる生涯現役都市の実現に寄与する「100歳大学」の取組の一環として、シニア層が起業・創業・事業承継等に必要な知識及びスキルを短期間で修得できるAIITシニアスタートアッププログラム²⁷を開講するなど、大学院教育（修士課程）レベルでの学び直しのためのプログラムを提供する。

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

- ◇ グローバル人材を育成する教育の推進
 - ① TOEIC等のスコアによる英語力、国際的に通用する資格取得、海外機関と連携実施するPBLの受講、グローバル対応科目の履修等個々の学生のキャリア開発に応じ、グローバル人材として獲得すべき能力指標を、産業界の意見も取り入れ作成し、その指標に沿った目標を、学生の8割が達成することを目指す。
- ◇ アジア諸国等の大学との連携
 - ② 本学が構築してきたアジア諸国等の大学とのネットワークを活用して、学生や教員の交流を促進し、国際的な教育活動等を展開するとともに、特色ある教育研究の取組を国内外に広く発信していく。

²⁴ 入学前に修得した単位を蓄積し、正規に入学した際に活用できる制度。入学前5年分単位が認定され、単位数に応じ授業料を減免

²⁵ 体系的な知識・技術等の習得を目指した社会人対象の教育プログラム。修了者に各大学等から履修証明書を交付

²⁶ ICT分野、ものづくり・デザイン分野の最新のトピックス等をテーマに、学内外の方が自由に参加できる勉強会・交流会

²⁷ 「AIITシニアスタートアッププログラム」とは、「人生100年時代」を見据えた社会人リカレント教育の充実のため開講したもの。プログラムでは、起業に挑戦するシニア層や中小企業の後継者のため、起業に必要な知識及びスキルを短期間で修得できるよう、大学院教育（修士課程）レベルのカリキュラムを提供

Ⅲ 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

東京都立産業技術高等専門学校は、「首都東京の産業振興や課題解決に貢献するものづくりスペシャリストの育成」を使命としてスタートし、これまで実験や実習を重視した早期の一貫した実践的技術者教育を行ってきた。しかしながら、国際競争の激化や産業技術の急速な高度化により、産業界においては、より高度な専門知識と技術・技能を兼ね備えた実践的な中核技術者が求められている。

第三期中期計画期間においては、こうした状況を踏まえ、東京において一貫したものづくり教育を担う教育機関の中核として、都民や産業界のニーズに的確に応え、国際的に活躍できる中核技術者を輩出する「都市型高専」の実現を目指す。

そのために、国際的に通用する工学教育の質の保証の追求、柔軟で的確な教育システムへの改善や教育プログラムの再構築等を行い、本科及び専攻科において、世界で活躍する実践的技術者の育成を図る。

本科においては、科学技術の高度化、複合化、グローバル化に迅速に対応できる応用力、創造力を有した実践的技術者を育成する。

専攻科においては、より深く精緻な知識と技術を教授し、専門分野における研究を指導することにより、総合的実践的技術者を育成する。

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

◇ 新しいものづくりを牽引する実践的技術者を育成

- ① 社会の変革をもたらす第4次産業革命の中で、新しいものづくりを牽引する実践的技術者を育成するため、本科教育コースを再編する。また、次世代の医療機器開発を担う技術者を育成するため、コース横断型の医工連携教育を実施する。

◇ 新たな職業教育プログラムの実施

- ② 産業界や社会の人材ニーズを踏まえ、実践的な知識・技術の習得に向けた新たな職業教育プログラムを実施する。

情報セキュリティ技術者育成プログラムについては平成30 (2018) 年度に第1期生を輩出、令和4 (2022) 年度までに50人以上の修了者を輩出する。航空技術者育成プログラムについては令和元 (2019) 年度に第1期生を輩出、令和4 (2022) 年度までに20人以上の修了者を輩出する。

◇ 教育内容の充実

- ③ 平成29 (2017) 年度に実験・実習設備を整備し、新教育課程に対応した教育を実施する。

- ④ 令和3 (2021) 年度のJABEE²⁸受審を目指し、JABEEプログラムに対応したカリキュラムを実施する。

また、企業アンケートや卒業生アンケートを着実に実施する。

²⁸ 日本技術者教育認定機構(Japan Accreditation Board for Engineering Education)の略。高等教育機関で実施されている技術者を育成する教育プログラムを国際的な同等性を持つ認定基準に基づいて認定する。

- ◇ 新たな教育体制・手法の開発
 - ⑤ コース横断のエンジニアリングデザイン教育²⁹やアクティブ・ラーニングの推進により、課題発見・解決型の実践的な教育を展開し、創造的な技術者の育成を図る。
 - ◇ 国際的に活躍できる技術者の育成
 - ⑥ 平成28 (2016) 年度までの海外体験プログラムを再構築し、平成29 (2017) 年度から新たな海外体験プログラムを実施する。海外体験プログラムの参加者は毎年度70人とする。
 - ⑦ ものづくり産業のグローバル化に対応できる技術者を育成するため、専門科目について、英語による授業の推進を検討する。
- (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
- ◇ 教育システムの継続的な改善
 - ① 運営協力者会議を活用して外部評価を実施し、産業界のニーズを教育に反映させるとともに、教育内容の改善を図る。
 - ◇ 他の教育機関等との連携
 - ② 都立工業高校からの編入学生受入れのための接続プログラムを着実に実施する。
 - ③ 東京都立産業技術大学院大学や東京都立大学等との連携を推進し、実践的な専門教育の充実を図るための社会人向け教育プログラムの開発や海外交流プログラム等を実施する。
また、更なる連携を促進するために、法人や法人内の教育研究機関と協力し、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について検討を進める。
 - ◇ 教育の質の評価・改善
 - ④ 令和元 (2019) 年度までに、学習到達度評価の充実等により、教員の授業改善の取組を強化するとともに、カリキュラムマップ（科目関連図）の改善を図る。
 - ⑤ 教育や学校運営改善のための体制を明確化するなど、令和元 (2019) 年度の機関別認証評価の受審に向けた取組を着実に実施する。
 - ⑥ 教員研修について、新任研修、昇任者研修及び管理職研修の参加率100%、個別課題研修の参加率80%以上を目指すとともに、教員研修体系の検証を行い、更なる教育の質の向上に向けた改善を行う。
- (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
- ◇ 学生活支援
 - ① 全ての学生が安心して充実した学生生活を送ることができるよう、障がいのある学生に対する支援、課外活動への支援及び学生相談体制の強化を行うとともに、経済的支援の充実に向けた取組を検討する。
 - ◇ キャリア形成支援
 - ② 進路支援体制を充実させるため、学生サポートセンターとの連携による進路支援を行うとともに、学生に自らの将来に対する目的意識を持たせるため、キャリアポートフォリオ³⁰を活用して、体系的なキャリア支援を実施する。キャリア支援の取組内容については、令

²⁹ 工業製品を製作する過程における、アイデアの創出から設計、試作、評価、検討、製品化までといった、課題発見から課題解決までの一連の流れに係る能力を養成すること。

³⁰ 学生が継続して、自身のキャリアに関する取組やそこから学んだことなどを記録することによりキャリア形成の過程を可視化し、就職や進学活動に役立てる仕組み

和2（2020）年度に検証を行い、改善を図る。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

◇ 多様な学生の確保

① ものづくりに意欲的に取り組む多様な学生を受け入れるため、地元自治体と連携した特別推薦入試制度について、**令和4（2022）**年度までに募集人員を4人に増大するなど、入学者選抜の見直しを図る。

② 女子学生の志願者確保に向けた取組を推進する。

◇ ターゲットを定めた戦略的な広報活動

③ 意欲ある志願者を確保するため、塾への広報等有効な活動への集中化を図るなど、戦略的な広報活動を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

◇ ものづくりスペシャリストの育成に資する研究の実施及び研究成果の地域への還元

① 「ものづくりスペシャリストの育成」に貢献する研究活動を活性化するため、各教員が外部資金の獲得や専門分野に関する教育研究の更なる向上に向けて積極的に取り組めるよう、特に若手教員への支援を充実させる。

また、特別研究期間制度³¹を取得する教員が年間4人となることを目指す。

② 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や地域貢献に資する研究を推進する。

③ **東京都立大学**及び**東京都立**産業技術大学院大学等との連携により、共同研究の一層の充実を図る。

3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置

◇ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会支援に向けた取組の推進

① 地元自治体や小中学校との協働により、**令和元（2019）**年度までに障がい者等のスマートな移動を支援するシステムを開発する。

◇ 都職員等の人材育成を支援

② 東京の産業を支えるものづくり人材の育成に貢献するため、小中学校向けの教育プログラム等を実施する。

また、リカレント教育の一環として、**令和元（2019）**年度に都職員を対象とした情報セキュリティに関する講座を開始する。

(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

◇ 地域における産学公連携の推進

① 地域社会及び地元企業のニーズの発掘や、地元の金融機関との連携などを通して、地域における産学公連携活動を強化し、共同研究等の機会を拡充する。

◇ 地域貢献等

② 地域のものづくり技術者にスキルアップのための学び直しの場を提供するため、地元自治体等と連携した技術者支援講座を実施する。

31 優れた業績を挙げている教員に対して、日常的な教育及び管理運営の負担を免除し、一定期間継続的に調査研究に専念することを認める制度

また、中小企業ニーズに対応するオープンカレッジ³²講座の技術者育成講座数を倍増させる。

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

◇ 国際的に活躍できる技術者の育成

- ① ものづくり産業のグローバル化に対応できる技術者を育成するため、専門科目について、英語による授業の推進を検討する。(再掲)
- ② 令和3（2021）年度のJABEE受審を目指し、JABEEプログラムに対応したカリキュラムを実施する。(再掲)
- ③ 平成28 （2016）年度までの海外体験プログラムを再構築し、平成29 （2017）年度から新たな海外体験プログラムを実施する。海外体験プログラムの参加者は毎年度70人とする。(再掲)

³² 教育研究活動の成果を広く社会に還元するための公開講座。一般向けの生涯学習講座や小中学生向けの未来エンジニア講座、技術者向けの技術者育成講座などを開講している。

IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

◇ 戰略的な法人経営

- ① 首都東京の公立大学法人として、理事長のリーダーシップの下、法人全体の企画立案、組織・人事、財務運営等を行うヘッドオーター部門をより有効に機能させながら、戦略的な組織運営を行う。

監事への支援を十分に行うとともに、監査結果や意見等については、法人内で共有し、改善策を実施するなど、適正かつ効率的な法人運営を実現する。また、コンプライアンスの確保を一層徹底しつつ、法人のミッションを効果的かつ効率的に果たしてくため、内部統制の体制とシステムを強化する。

- ② 都や区市町村、東京都の試験研究機関など様々な主体との連携をこれまで以上に深化させるため、自治体等との緊密なコミュニケーションを通じて都民・都政のニーズを把握し、研究シーズなど各大学・高等専門学校が有する知見と結び付ける機能を担う組織を強化するなど、都立の教育研究機関として社会貢献を推進する体制の充実を図る。

◇ 各大学・高等専門学校の運営体制強化

- ③ 各大学・高等専門学校において、構成員間の対話と協働を促進しつつ、学長・校長が将来構想や運営方針に基づきリーダーシップを発揮するとともに、エビデンスに基づく教学マネジメントに戦略的に取り組む。

◇ 教員人事制度の適切な運用・改善

- ④ 質の高い教育研究の実現に向けて、教員の意欲と能力を最大限に引き出し、組織力を一層高められるよう、引き続き現行人事制度を適切に運用するとともに、制度の成熟度や社会情勢の変化等を踏まえながら、必要な制度改革や運用改善を実施していく。

- ⑤ 有為な若手教員及び女性教員を確保及び育成する観点から、社会情勢の変化等を踏まえた教員人事制度の改正や運用改善に取り組む。

女性の教員比率を高める取組を推進し、東京都立大学においては女性教員比率を20%以上にまで高める。

- ⑥ 各大学・高等専門学校の強みを更に伸ばすとともに、社会的動向を見据えた教育研究分野を充実させていくため、学長・校長の意向を踏まえた、適切な教員人事を実施していく。

◇ 職員人事制度の適切な運用・改善

- ⑦ 少数精鋭による事務執行体制を推進するため、法人運営を支えるプロ職員の育成や、研修の充実による管理監督職の着実な育成、適切な配置管理及び人事考課の取組等「公立大学法人首都大学東京 人材育成プログラム」に基づく人材育成を展開していく。

固有職員については、複数の職務分野を経験させた後、強みを発揮できる分野への配置を実施する等業務に係る高い専門性を有する職員を育成していく。

- ⑧ 専門職人材について、文部科学省の動向や他大学への調査等を踏まえた人事制度等の在り方を検討し、一層の活用を図る。

- ⑨ 研修の効果的な実施等により、「公立大学法人首都大学東京 国際化に対応する職員育成方針」を着実に推進し、TOEICスコア600点以上を取得している職員の割合を25%以上に高める。

2 教育研究組織の見直し等に関する目標を達成するための措置

◇ 東京都立大学の教育研究組織の見直し等

- ① 東京都立大学の設置理念を堅持しつつ、高度化・複雑化する社会的要請に的確に応えていくため、質の高い教育の提供と研究力の更なる強化を図ることを目的として、平成30（2018）年度に教育研究組織の再編成及び全学的機能の強化を実施する。

また、教育研究組織の再編成に合わせ、学長の裁量による教員採用枠の拡大など、教員の戦略的な採用を進める。

◇ 東京都立産業技術大学院大学の教育研究組織の見直し等

- ② 東京都立産業技術大学院大学においては、設置理念に基づき強みを伸ばすとともに、社会的要請に応えた教育研究を実施していく。また、産業界の動向や社会人の学び直しに対する機運の高まり等大学を取り巻く環境の変化を踏まえ、新しい顧客の開拓に向けて、新たな専攻横断型の教育プログラムの展開等、必要な見直しを実施していく。

◇ 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究組織の見直し等

- ③ 東京都立産業技術高等専門学校においては、設置理念に基づき強みを伸ばすとともに、情報セキュリティ技術者や航空技術者の育成等社会的要請に応えた教育研究を実施していく。また、国の高等教育改革や社会の変革をもたらす第4次産業革命の中で、新しいものづくりを牽引する実践的技術者を育成するため、教育プログラム及び教育研究組織の適切な見直しを実施していく。

◇ 各大学・高等専門学校の連携

- ④ 法人内に性質の異なる3つの教育研究機関がある特性を生かし、各大学・高等専門学校が連携して海外交流プログラム等を実施する。

また、更なる連携を促進するために、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について、法人全体で一体となって検討を進める。

3 事務の効率化・合理化等に関する目標を達成するための措置

◇ 経営戦略に資する事務組織の編成

- ① 法人運営や教育・研究を支える事務組織は、日常業務を効率的かつ効果的に実施することに加え、国際化、入試改革、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会対応等法人を取り巻く社会的動向に即応できるよう、適切な機能強化や組織体制の構築を図る。

◇ 業務執行の効率化

- ② 事務処理方法の見直し等により、業務の適正な執行と、一層の効率化を推進する。

V 財務内容の改善に関する目標を達成するためとするべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

◇ 外部資金等自己収入の増加に向けた取組

- ① 法人運営の安定性と自律性を確保するため、自己収入の改善に向け、積極的な外部資金獲得に努める。
- ② 卒業生、同窓会等との連携強化による人的ネットワークを構築するとともに、法人内の推進・実施体制を整備し、税制上の優遇措置を活用した取組を進めることで寄附金獲得額の拡大を図るなど、自己収入の増加に努める。

◇ 授業料等の学生納付金の適切な確保

- ③ 授業料等の学生納付金について、法人財政の安定性及び自立性の向上の観点から、社会状況や他の国公立大学の水準等も見定めながら、都認可上限額の範囲内で適正な金額の設定に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

◇ 中長期的な視点による安定的な財政運営

- ① 限られた財政的資源を最大限に活用し、最高の成果を実現していくため、効果・効率性の観点から真に必要な事業を見極めるとともに、財務状況を的確に分析し、法人全体の収支構造を中長期的に見据えた財政運営を行う。
- ② 安定的な財政運営を図りつつ、各大学・高等専門学校の重点課題に的確に対応するため、スクラップアンドビルトを基本とし、後年度負担を含めた費用対効果を検証した上で、各事業を展開する。

また、既存の定型的業務の外部委託化を図るなど、経常的管理経費の着実な削減を促す取組を進める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

◇ 保有資産の有効活用

- ① 学内保有財産をより有効に活用するため、学内施設等の有形資産については、利用可能時間や貸出しに係る手続を見直すとともに、各主体が行うイベントの開催場所として使用する。
- また、知的財産等の無形資産については、多様な媒体を用いた情報発信を行うとともに、積極的な技術移転等を通じ、効果的かつ効率的に社会に還元する。

VI 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

◇ 自己点検・評価及び外部評価の実施

- ① 効率的かつ客観的な自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関、東京都地方独立行政法人評価委員会等による評価を受審し、それらの評価結果、提言等を踏まえ、法人経営の高度化及び教育研究の質の向上に継続的に取り組む。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

◇ 法人運営情報等の戦略的な公開・発信

- ① 毎年度の経営目標、財務状況及び各種評価結果等法人の経営に関する重要な情報を一般都民等にも分かりやすく公開・発信し、公立大学法人としての社会に対する説明責任を果たす。
- ② 各大学・高等専門学校の強みや特色、将来構想等について、コンセプトとそれらを伝えるべきターゲットなどを明確にした上で、効果を見極めながら戦略的かつ効果的に情報を発信する。また、特色ある教育研究活動及びその成果を都民・都政に還元し、ひいては世界の未来に貢献する取組を広く国内外に発信し、認知度及びブランド力を向上させる。

③ 卒業生同士のネットワークの強化、在学生への多様な支援等を促進するため、同窓会等との連携を強化しつつ、卒業生、在学生、教職員等の交流の場づくりやコミュニケーションの充実に取り組む。

VII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

◇ 施設設備の計画的な更新・整備

- ① 学生及び教員が快適な環境で学修・研究に取り組めるよう、また、新たな教育研究ニーズにも対応できるよう、中長期的な計画に基づき施設・設備の更新・整備を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

◇ 安全管理及びリスク管理体制の整備

- ① 学生及び教職員に対する安全管理意識の啓発及び教育の実施に加えて、設備等の整備・充実により、安全衛生管理体制を一層向上させる。
- ② 防災教育及び防災訓練を充実させるとともに、警察・消防・医療機関等との連携を継続することで、自主防災組織の育成と充実による災害時等の初期対応力の向上を図る。また、PDCAサイクル等による危機管理マニュアルの定期的な見直しを行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

◇ 温室効果ガスの着実な削減

- ① データの把握及び分析を通じて、継続的かつ組織的にエネルギー使用量を削減し、環境への配慮に努める。

東京都立大学南大沢キャンパスにおいては、特定温室効果ガスを基準排出量に対し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく第二計画期間の5年平均で17%以上削減する。

◇ ハラスメント等対策及び多様性受容の促進

- ② 様々なハラスメントを未然に防止し、発生した際の適切な対応を確保するため、教職員を対象とした研修の実施など、実効性のある取組を推進する。
- ③ 性別、障がいの有無、文化的相違などによる様々な差別を防ぎ、多様性の受容を促進するため、学生、教員及び職員を対象に人権意識を啓発する取組、ダイバーシティを推進する取組等を実施し、学生、教員及び職員にとって快適な学修・職場環境の実現を図る。

◇ 研究倫理に関する取組

- ④ 教育研究活動における不正行為や研究費の不正使用の防止に向け、コンプライアンス研修受講率100%を目指すなど、教職員等への啓発を一層徹底する。

◇ 情報セキュリティの強化

- ⑤ 情報セキュリティ及び個人情報保護教育の実施を徹底するとともに、実効性のある専門組織（CSIRT³³）を有効に機能させる等、明確化された対策及び体制によりインシデント対応の迅速化を図ることで、情報セキュリティを強化していく。

³³ Computer Security Incident Response Team の略。シーサート。事故発生時において、被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止のため、組織全体の統制をとりつつ、現場への技術的な支援等により、迅速かつ的確に対処する。

VIII 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙

IX 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

40億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借り入れすることが想定される。

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、教育研究の質の向上、学生生活の充実及び組織運営の改善に充てる。

XI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
経年劣化が著しく、緊急対応が必要な施設・設備の改修を実施する。	18,000百万円	施設費補助金

金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究の質の向上、学生生活の充実及び組織運営の改善に充てる。

(別 紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成29 (2017) 年度～令和4 (2022) 年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	<u>107,138</u>
施設費補助金	18,000
自己収入	<u>35,717</u>
授業料及入学金検定料収入	33,923
その他収入	<u>1,794</u>
外部資金	10,564
目的積立金取崩	3,361
効率化推進積立金取崩	839
計	<u>175,619</u>
支出	
業務費	<u>147,055</u>
教育研究経費	<u>111,326</u>
管理費	35,729
施設整備費	18,000
外部資金研究費等	10,564
計	<u>175,619</u>

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 79,245百万円を支出する。（退職手当は除く）

注）効率化推進積立金は、法人の効率化の促進や不測の事態への対応を目的として積み立てる基金である。

注）各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

注）平成29 (2017) 年度の額を基礎として、平成30 (2018) 年度以降の予算額を試算している。金額については見込みであり、各事業年度の運営費交付金等については、予算編成過程において決定される。

2. 収支計画

平成29(2017)年度～令和4(2022)年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	<u>150,782</u>
経常費用	<u>150,782</u>
業務費	<u>123,793</u>
教育研究経費	<u>29,658</u>
受託研究費等	10,564
役員人件費	406
教員人件費	62,303
職員人件費	20,863
一般管理費	15,408
財務費用	155
減価償却費	11,426
収益の部	<u>147,983</u>
経常収益	<u>147,983</u>
運営費交付金収益	<u>94,976</u>
授業料収益	28,986
入学金収益	3,685
検定料収益	1,252
受託研究等収益	10,564
その他収益	<u>1,794</u>
資産見返運営費交付金等戻入	6,482
資産見返物品受贈額戻入	244
純利益	<u>△ 2,800</u>
目的積立金取崩	<u>1,961</u>
効率化推進積立金取崩	839
総利益	0

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

3. 資金計画

平成29(2017)年度～令和4(2022)年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	<u>175,619</u>
業務活動による支出	<u>137,870</u>
投資活動による支出	<u>33,381</u>
財務活動による支出	4,368
資金収入	<u>175,619</u>
業務活動による収入	<u>152,916</u>
運営費交付金による収入	<u>107,138</u>
授業料及入学金検定料による収入	33,923
受託研究等収入	10,564
その他の収入	<u>1,291</u>
投資活動による収入	18,000
施設費補助金による収入	18,000
財務活動による収入	503
前期中期目標期間よりの繰越金	4,200

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

〔別 表〕教育研究組織

(1) 東京都立大学

学 部
都市教養学部
都市環境学部
システムデザイン学部
健康福祉学部
大学院
人文科学研究科
社会科学研究科
理工学研究科
都市環境科学研究科
システムデザイン研究科
人間健康科学研究科

(平成30 (2018) 年度再編後の学部及び研究科)

学 部
人文社会学部
法学部
経済経営学部
理学部
都市環境学部
システムデザイン学部
健康福祉学部
大学院
人文科学研究科
法学政治学研究科
経営学研究科
理学研究科
都市環境科学研究科
システムデザイン研究科
人間健康科学研究科

(2) 東京都立産業技術大学院大学

大学院
産業技術研究科

(3) 東京都立産業技術高等専門学校

学 科
ものづくり工学科
専攻科
創造工学専攻